

商業宣伝を目的とした 拡声機の使用制限について



札幌市では、「札幌市生活環境の確保に関する条例」により、商業宣伝を目的とした拡声機（音響機器など）の使用に対し、音量や時間帯、区域などを規制しております。

快適な住環境を守るため、以下の事項を遵守したうえで使用していただきますようお願いいたします。

拡声放送の目的	例	規制の有無（有：○、無：×）				届出
		音量	時間帯	区域	連続放送	
商業宣伝	- 商品・店舗の案内 - 移動販売車 - 商業施設内のBGM など （外に音が漏れる場合のみ） 	○	○	○	○	必要
商業宣伝以外	- イベントの案内放送 - 道路等での演奏や歌唱 など	○	○	×	×	不要

◇音量、時間帯の規制について

【単位：dB（デシベル）】

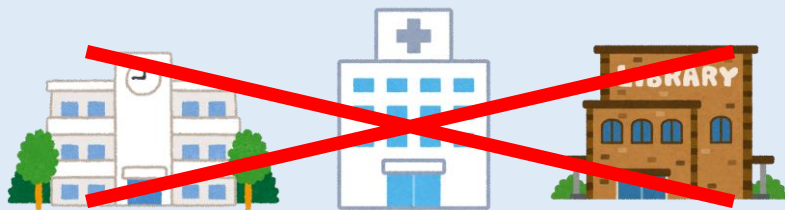
区域	用途地域	基準1 （拡声機直下から5m 離れた地点の音量）	基準2 （事業所敷地境界 の音量）	拡声放送可能な 時間帯
1	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	60以下	45以下	  8～19時  
2	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65以下	55以下	
3	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	75以下	65以下	固定放送：8～22時 移動放送：8～19時
4	工業地域	75以下	70以下	8～19時

※基準1を満たしていなくても、基準2を満たせば拡声放送は可能です。
※敷地境界の概念がない移動放送は、基準1が適用されます。

◇区域の規制について

次の施設の敷地の周囲50メートル以内の区域では、**拡声放送を行うことができません**。

- ・ 幼稚園、小学校、中学校、高校、大学
- ・ 保育所、認定こども園
- ・ 病院、有床診療所
- ・ 図書館
- ・ 特別養護老人ホーム



◇連続放送の規制について

1回の放送を**10分以内**とし、1回につき**10分以上の休止時間**を設けてください。

◇届出について

実施の**14日前まで**に環境対策課(連絡先は下部参照)あて届出を行ってください。

■札幌市生活環境の確保に関する条例(抜粋)

第5章 工場等における公害の防止

第3款 拡声放送に関する規制

(拡声放送の制限)

第70条 何人も、学校、病院その他の特に静穏の保持を必要とする施設の周辺の区域であつて規則で定める区域においては、商業宣伝を目的として拡声放送を行ってはならない。

(拡声機の音量等の基準の遵守義務)

第71条 前条に規定するもののほか、何人も指定地域内において拡声機の音量、使用時間、使用場所等に関し規則で定める基準に違反する拡声放送を行ってはならない。

(商業宣伝を目的とする拡声放送の届出)

第72条 指定地域(第70条第1項の規則で定める区域を除く。)内において商業宣伝を目的として拡声放送を行おうとする者は、当該放送の開始の日の14日前までに規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。

(中略)

2 前項の規定による届出には、拡声機の設置の場所を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(拡声機の設置の場所等の変更の届出)

第73条 前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第2号から第4号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第8章 罰則

第132条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第70条第1項若しくは第2項又は第71条の規定に違反した者
- (2) 第72条第1項又は第73条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

【担当】

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話:011-211-2882 FAX:011-218-5108

メール:kankyo_taisaku@city.sapporo.jp

(市公式HP)



さっぽろ市
02-J02-24-1576
R6-2-1097

